平成２９年（フ）第６４９号
京都市西京区大原野東境谷町２丁目５－９洛西センタービル502
破産者　特定非営利活動法人にっこり
1　破産債権の届出期間　平成30年１月５日まで
2　一般調査期日　平成30年２月14日午前11時
平成29年12月５日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２７１号
宮崎県西都市大字平郡868番地１
破産者　佐々木美奈子（旧姓平原）
1　破産債権の届出期間　平成30年１月10日まで
2　一般調査期日　平成30年３月13日午前10時
平成29年12月５日　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９９６号
大阪市西成区花園南１丁目13番24号グループホーム花園南401号
破産者　勝又　桃子
1　破産債権の届出期間　平成30年１月12日まで
2　一般調査期日　平成30年２月19日午後２時
平成29年12月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８６号
滋賀県野洲市西河原2576番地　カーサ　デパシオン203号
破産者　北村五十鈴
1　破産債権の届出期間　平成30年１月15日まで
2　一般調査期日　平成30年２月16日午前11時30分
平成29年12月１日　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０１６号
大阪市東成区大今里３丁目５番19号
破産者　三谷　朋子
1　破産債権の届出期間　平成30年１月22日まで
2　一般調査期日　平成30年２月22日午後２時30分
平成29年12月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５９号
京都府長岡京市友岡２丁目10番26号　クラヴィエ　ユーム　101、前住所京都府綾部市並松町上溝口28番地
破産者　余田　修
1　破産債権の届出期間　平成30年１月31日まで
2　一般調査期日　平成30年３月７日午前10時15分
平成29年12月５日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２０８３号
大阪市中央区東心斎橋１丁目９番21―504号
破産者　柿崎　滋
1　破産債権の届出期間　平成30年２月１日まで
2　一般調査期日　平成30年３月15日午後２時
平成29年12月５日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第９０号
山口県下松市望町５丁目５番５号、登記記録上の住所山口県下松市大字末武中557番地の５
破産者　森川精機株式会社
異議申述期間　平成30年１月23日まで
平成29年12月５日　山口地方裁判所周南支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５８１２号
東京都江東区有明１丁目４―11―424
破産者　武内　秀之
免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
平成29年12月４日
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２９年（ラ）第１５０３号（原決定横浜地方裁判所相模原支部平成２８年（フ）第３７４号）
相模原市南区相南４丁目24番19号　相南フラッツＡ棟301号
抗告人（破産者）　霜田　泰成
主文　原決定を取り消す。
抗告人について免責を許可する。
平成29年10月13日
東京高等裁判所第22民事部

免責審尋期日

平成２９年（フ）第５８１２号
東京都江東区有明１丁目４―11―424
破産者　武内　秀之
審尋期日　平成30年３月７日午前11時
平成29年12月４日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第３０１８号
大阪府八尾市志紀町南４丁目41番地
清算株式会社　吉崎パックサービス株式会社
代表清算人　吉崎　仁啓
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（ヒ）第３０１９号
大阪府八尾市志紀町南４丁目41番地
清算株式会社　吉崎紙器株式会社
代表清算人　吉崎　仁啓
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２０７４号
東京都千代田区有楽町１丁目７番１号有楽町電気ビルヂング北館９階
清算株式会社　ノースリバー株式会社
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２９年（再）第３８号
東京都港区西新橋２丁目８番６号
再生債務者　プラスワン・マーケティング株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都新宿区新宿１丁目８番５号新宿御苑室町ビル５階　三宅・今井・池田法律事務所　弁護士　蓑毛　良和
平成29年12月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第３９号
東京都渋谷区笹塚１丁目54番７号ＫＳビルヂング４階
再生債務者　株式会社アール・ダブリュー・シー
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区麹町３丁目１番地７　東京ビル２階　麹町誠壱法律事務所　弁護士　市野澤要治
平成29年12月４日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

平成２９年（再）第１５号
山梨県南巨摩郡身延町波木井135番地
再生債務者　近藤工業株式会社
1　投票期間　平成30年１月９日まで及び平成30年１月16日午前11時債権者集会期日
2　債権者集会
(1)　期日　平成30年１月16日午前11時
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
平成29年11月22日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２９年（再）第２９号
岐阜県岐阜市宇佐南４丁目17番１号
再生債務者　株式会社ＤＡＱ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式200株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
3　減少する資本金の額　資本金2100万円全額
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
5　募集株式の数　普通株式1000株
6　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金１万円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から２か月
8　増加する資本金の額　金1000万円
9　増加する資本準備金の額　金０円
平成29年12月１日
東京地方裁判所民事第20部